

門真市立各小中学校
保護者の皆様

門真市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市教育行政並びに本市小中学校の教育活動について、またこの間の新型コロナウイルス感染症防止対策に関してご理解ご協力いただき、あらためて感謝申し上げます。

さて、本市小中学校の児童生徒や教職員等に感染者が発生した場合等の対応について、下記のとおり改めてお知らせいたしますので、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

(1) 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

ア お子様や同居のご家族で発熱が続いているなど、体調不良等の情報がある場合、また、PCR検査を受検することになった場合は、すぐに学校に連絡していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

イ 休日等、学校に連絡がつかない場合は市役所宿直（06-6902-1231）にお電話下さい。宿直より各学校に連絡します。必要に応じて学校より連絡させていただきますので、連絡のつく電話番号をお伝えいただきますようお願いいたします。

(2) 児童生徒または教職員等に感染者が発生した場合

ア 当該学校は原則翌日より3日間臨時休校とします。

※ 臨時休校中の給食費については、インフルエンザ等の感染症による学級閉鎖や自然災害等による臨時休校の際の給食費の取扱いと同様、返金の対象とはなりません。ただし、食材費等の発注が取り消しできた場合については、年度末に調整させていただきます。

イ 臨時休校期間の延長については、感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を保健所等の関係機関と確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、その必要性について判断いたします。

ウ 感染者が判明した当日について、児童生徒が在籍している場合は、すみやかに下校させる場合がありますので、ご対応よろしく申し上げます。

エ 当該児童生徒または教職員等は、入院または自宅療養等により治癒するまでは、病院または自宅待機とし、当該児童生徒はその間は出席停止となります。

(3) 児童生徒または教職員等が保健所より濃厚接触者と特定された場合

当該児童生徒または教職員等は最後に感染者と濃厚接触をした日の翌日から起算して14日間自宅待機とします。当該児童生徒はその間は出席停止となります。

※ 新型コロナウイルス感染症の陽性者の濃厚接触者としてPCR検査を受検された場合の検査料は、保険適用となり、公費で賄われます。ただし、初再診料等は自己負担となります。

(4) 児童生徒の同居者が保健所より濃厚接触者と特定された場合

感染の可能性が高まっていると保護者等からの申し出により合理的な理由があると校長が判断した場合は、出席停止とします。

- ※ 給食調理員に感染者が発生した場合は、当該校の給食調理員全員が濃厚接触者に特定され 14 日間出勤できなくなる可能性があります。その場合臨時休校明けより一週間程度、パン・牛乳等の簡易給食での対応となることがあります。
- ※ 濃厚接触者等に該当する方への連絡を実施するにあたり、保健所から学校に対して、対象者の連絡先などの個人情報をお求められる場合があります。その際は、学校から保健所に提供することがありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。